

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

三鷹市民

2 事件の表示

(1) 事件発生日

令和元年(2019年)12月26日

(2) 事件発生場所

東京都中野区中野五丁目55番先路上 ゴミ集積所

(3) 事件発生状況

相手方は、区が管理する事件発生場所のゴミ集積所に製氷機1台を不法投棄した。

3 和解(示談)の要旨

相手方は、本件事件により、区が被った損害(2(3)の製氷機の処理費用相当額)4,400円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和3年(2021年)2月3日